

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第4期美幌町自治推進委員会（第3回）
開 催 日 時	平成30年8月8日（水） 18時30分 開会 20時10分 閉会
開 催 場 所	議会議事棟 第1・2議員控室
出 席 者 氏 名	大平委員、加藤委員、熊崎委員、村口委員、山野寺委員
欠 席 者 氏 名	伊藤委員、梅津委員、大野委員、志布委員、疋田委員
事務局職員職氏名	広島総務部長、小室政策担当主幹、長尾政策担当
議 題	1 自治基本条例の見直しについて 2 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	—
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	—
会 議 資 料 の 名 称	・美幌町自治基本条例逐条解説 ・美幌町自治基本条例見直しチェックシート
会議録の作成方針	☐ 録音テープを使用した全部記録
	☒ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
広島総務部長（司会）	それでは、お時間となりましたので、ただ今から開催させていただきたいと思います。 本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 自治基本条例の見直しについては10月末を以って答申ということで、時間がない中での協議となろうかと思えますけれども、どうか積極的な発言をいただきながら、一定の方向性を示していただければと考えておりますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。 それでは、村口会長よりご挨拶をいただいた後、議題に沿って進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
村口会長（司会）	皆さん改めてお晩でございます。 今年は凄い猛暑で体の調整がおかしくなりそうな様な感じですが、健康に留意していただき、会議に出席いただければと思います。 本日は5章から始めますので、意見がありましたら色々いただきたいと思います。 挨拶はこの位にしまして、早速議題に入りたいと思います。 それでは、美幌町自治基本条例の見直しについて、事務局よりご説明をお願いいたします。
長尾政策担当	（1）美幌町自治基本条例の見直しについて それでは、美幌町自治基本条例の見直しについてということで、本日は前回の続きから説明をさせていただきます。今会長からもお話ありましたが、前回は第3章までご説明させていただきました。前回、条例を読む機会がないので中々難しいというお話もありましたが、その後何か質問や意見等はなかったでしょうか。 まだ意見等はお待ちしていますので、何かあれば事務局までお伝えいただきたいと思います。 では、まず先に資料の確認をさせていただきます。前回配布しております資料をお持ちくださいとお知らせしておりますが、こちらの「美幌町自治基本条例見直しチェックシート」と「美幌町自治基本条例逐条解説」はお持ちでしょうか。 前回の会議において説明をさせていただきましたが、改めて学ぶという意味も含めて、この委員会の時間だけでも条例について少しでも考えていただければと思います。 また、前回少しペースが速かったので、当初の予定より若干進んでおりますが、説明のペースが同じ様に速かったり、遅いと感じた場合は、遠慮なくおっしゃってください。 そして本日も、1条ずつ説明をして、その後委員の皆様から何かご意見があれば何うといった形で進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、本日は前回の続き、第5章からという話だったのですが、第4章から説明をさせていただきたいと思います。 逐条解説の13Pをお開きください。第4章は「住民投票」についてですが、こちらは、町政に関する重要な事項について、住民の意思を直接確認することができます、「住民投票」について定めております。 町では、自治基本条例の施行後、住民投票条例を策定しており、特に

	見直す必要はないと考えておりますので、説明は省略させていただきます。 続いて、第5章、町民について説明させていただきますので、逐条解説の15Pをご覧ください。 <条例第19条、逐条解説【解説・考え方】の説明> ただ今事務局より説明がありましたが、ご質問ありますか。 熊崎委員 質問ではないですが、条文に「1」が入っていないのは。 広島総務部長 条文には書き方があり、「1」は省いて「2」以降からになります。 熊崎委員 そうですか。わかりました。 村口会長（司会） 他ありませんか。何かありましたら最後にも聞きますので、その時にお願いします。 長尾政策担当 それでは、次の説明をお願いします。 はい。続いて、第20条、町民の役割について説明をさせていただきます。 <条例第20条、逐条解説【解説・考え方】の説明> 村口会長（司会） この20条について何か質問ございますか。 山野寺委員 はい。主な取り組み状況としてふるさと祭りへの参加とありますが、それ以外で何か取り組んでいるものがあればわかる範囲で教えていただきたいと思います。 広島総務部長 様々なもの全てがそうだと思います。例えば、議会に傍聴に来るですとか、町政は幅広いので、それらに町民の立場で積極的に参加しようということです。ここにはイベントの参加について載っていますが、それだけではなく、町政が施す色々なサービスに対しての意見とかも町民の参加となりますので、限られたものではありません。お祭り等だけでないので、挙げればきりがありません。 山野寺委員 イベントがメインだと思って伺いましたが、今の説明でよくわかりました。 村口会長（司会） 去年はこの推進委員で議会の傍聴に行きました。まち育講座にも案内が来ましたので、行きました。今年もそういった機会を増やしたいと思っています。 広島総務部長 議会の傍聴は、広報等で載りますので。議会の意見交換会だとか報告会では別にチラシ等を作って周知させてと思います。 村口会長（司会） 他に何かありますか。 長尾政策担当 ない様ですので、21条について説明をお願いいたします。 はい。続いて第21条、事業者の役割について説明させていただきます。
--	---

	す。
	<条例第21条、逐条解説【解説・考え方】の説明>
村口会長（司会）	はい。それでは、この21条について質問があればお願いします。
熊崎委員	質問というか、改めて見て思ったのが、「義務ではなく役割」ということは、本当に理念的なものだと感じました。 美幌町の町民になるということは、この想いを基に動くという役割を皆さん持ちましょうということですね。 だとすれば、中々ですね。要するに企業理念とかを毎朝唱和する様な感じではないですけど、町民がこれを想っているのかということと難しいものだと改めて感じました。 町民の役割というものを美幌町ではこう条例で規定しているのかということが中々伝わり辛いというか、こう想っている人は、ここの会場以外にはどの位いるのだろうと今思ってしまった。
広島総務部長	自治基本条例というのは、町民が主体とした町づくりをやります。ですから町民としてはそういう意識を持っていただいて、町政のあらゆる分野に参加をしてくださいと。そして、情報も行政が発信しますが、町民も自ら情報を得る努力を一緒にしましょうということで、そういった形での協働体制でまちづくりを進めていきたいと思いますということが自治基本条例の大前提なのです。 そういった意味からいけば、その様な意識の基で町政に参加をしていき、町民のどれだけ多くの方の念頭に置いていただけるかということが、この自治基本条例が生きた条例になるかどうかというポイントだと思っております。 できた当初は新聞に取り上げられたりしたのですが、まち育新聞等も出してはいますけれども、条例の年数が経ち、意識としては薄れて来たということもあります。 今回見直しをするので、その結果を含めて、再度町民の方にはPRをして行き、再度考えていただくという方法は考えなくてはならないと思っております。
熊崎委員	これだけ読んでしまうと、「おれはそんなこと努めるなんて言ってない。」と言う町民が出て来そうな予感がする位です。 「美幌町に住んでいるのだからきちんとやってよ。」という程の義務でもなく、要は町民なのだからこういうことをやるということが、自分たちで町を良くしていくものということなんですね。 伝え方が非常に難しいですね。
広島総務部長	行政任せ、議会任せ、これが絶対良くないというところから、町民がどこまで町政や議会に対して参加ができるかが、まちづくりの根幹を成すところなので、そこをどう参加いただけるかの様なものを組み立てられるかということは行政や議会の仕事だと思います。 そういう役割分担を明確にしながら町政をやっていきましょうということです。
熊崎委員	わかりました。ありがとうございます。
村口会長（司会）	他にありませんか。

	これで２１条までのことは終わりましたが、ここまでで何かございませんか。 大平委員何かありませんか。
大平委員	ありません。
村口会長（司会）	加藤委員どうでしょうか。
加藤委員	特にありません。
村口会長（司会）	今日だけのことだけではなく、前回のことで良いので何かありませんか。 山野寺委員何かありませんか。
山野寺委員	今のところは特にありません。
村口会長（司会）	それでは続いて第６章から説明をお願いします。
長尾政策担当	はい。続きまして、第６章、協働・コミュニティについて説明させていただきます。
	<条例第２２条、逐条解説【解説・考え方】の説明>
村口会長（司会）	ありがとうございます。それでは、この２２条について質問はありますか。 ない様ですので、次の２３条をお願いします。
長尾政策担当	はい。続いて第２３条、コミュニティについて説明させていただきます。 <条例第２３条、逐条解説【解説・考え方】の説明> ちなみに、コミュニティにはボランティア団体も含まれるということで、美幌町には様々なボランティア団体が活動しており、毎年１～２回発行するまち育新聞でボランティア団体の記事を必ず掲載し、その活動の様子をお知らせしております。 以上で２３条の説明を終了いたします。
村口会長（司会）	はい。２３条について質問はありませんか。 それでは２４条をお願いします。
長尾政策担当	はい。２４条では先ほど説明した「コミュニティ」の役割について定められております。 <条例第２４条、逐条解説【解説・考え方】の説明>
村口会長（司会）	はい。２４条について何か質問はありませんか。 それでは２５条をお願いします。
長尾政策担当	はい。次に２５条ということで、町民とコミュニティについて書かれております。

	<条例第25条、逐条解説【解説・考え方】の説明> また、町民は積極的に自治会の活動へ参加したり、ボランティア活動に参加して、今はボランティア団体は高齢化や人員不足のため団体が存続できないということをお聞きしますので、こういった活動に参加することによって、コミュニティを守り、育てることに繋がるのだと思います。 以上で25条の説明を終了いたします。
村口会長（司会）	はい。それでは25条について何か質問はありませんか。 ない様ですので、次の26条をお願いします。
長尾政策担当	続きまして、第26条、行政とコミュニティについて説明をさせていただきます。 <条例第26条、逐条解説【解説・考え方】の説明> こちらの主な取組としまして、チェックシートの8Pをご覧ください。 行政はコミュニティ活動を支援するということで、町では「美幌町地域サポーター制度」を運用しまして、地域内での課題や問題が生じた場合、職員がサポーターとして地域と行政のパイプ役を担うということを行っております。 地域サポーター制度なのですが、各自治会に担当の職員が配置されておりますので、自治会内で何か問題があれば、連絡をいただくとその担当が伺ってお話を聞いて、解決に向けてのアドバイス等をお伝えできるかと思います。 以上で26条の説明を終えさせていただきます。
村口会長（司会）	26条について何か質問はありませんか。
熊崎委員	地域サポーター制度というのは、自治会やボランティア団体のサポートなのですか。こういったサポートをしているのでしょうか。
広島総務部長	地域サポーター制度というのは、自治会を単位として、職員が各自治会に張り付きます。 私であれば、住まいは元町ですが、栄町を担当するといった様に、管理職を中心として割り振っており、1班で3つ程の自治会を担当しております。 そういったものを利用して、自治会と行政のパイプを繋いでいきたいと思いますということで、サポーター制度はあるのですが、中々運用がされていなく、それだけ自治会と行政との距離があるのかなと思います。
熊崎委員	自治会に認知されていないわけではないのですか。
広島総務部長	自治会長様との意見交換の際には。利用してくださいと説明しているのですが、地域サポーター制度より、出前講座の方が地域として要望が多く、的を絞った中で意見交換をしましょうというのが増えております。
小室政策主幹	サポーター制度はほとんど使われておりません。距離もあるかもしれませんが、各自治体に2、3人の役場職員が役員をやっていたりと

	かしていますので、その人がパイプ役を担っているということもあります。
熊崎委員	課題の解決という協働の目的からすると、割と自治会レベルで行政とのパイプがあるという繋がりがあるということなのですね。
広島総務部長	それと、自治会との意見交換会もやります。 ただ、コミュニティというものは自治会活動だけではなく、様々なコミュニティがあり、青年層を母体としたコミュニティの中で行政課題について解決しましょうとなれば、それらについては地域サポーター制度の中では対応できないので、行政や議会との直接的なやり取りをしてもらう。連携しやすい雰囲気を作るものも必要。
小室政策主幹	例えば、熊崎委員が入っている愛し隊では、去年には何回かまち育出前講座を利用されているので、そういった部分での情報提供だとか、情報交換ということをしており、色々な団体とはそのような形でやっています。
村口会長（司会）	サポーターの関係は広報に載っていませんでしたか。 誰がどこの地域だとか出ていた様な。
広島総務部長	おそらく載せていないですけど、自治会長宛てには出していると思います。
小室政策主幹	自治会ごとに例えば鳥里ならこういう人ですよというものは。
広島総務部長	4月には退職等で担当職員が変わるので、その度に自治会にはお知らせしていると思います。
村口会長（司会）	町民が知らなかったら何もできないので、広報で出すか、年に1回でも変わったときに何か出したら良いのかな。
広島総務部長	こういう制度がありますというのは広報に出しても構わないかなと思いますけれど、誰がどこを担当しているかまでは必要ないかと思います。 ただ、役場職員対自治会の話なので、自治会長様が認識いただいて、自治会の役員会の中で協議をいただき、サポーター制度を使って何かやろうということが一番望ましいと思います。
村口会長（司会）	だけど、自治会長が知っていても、他の人が知らなければ何か相談をするとなってもできない様な気がする。
広島総務部長	これは基本的に、自治会の個人がサポーターに相談に行くということは想定しておりません。 自治会単位としてなので、例えば、日の出の自治会を職員がサポートして、自治会活動や自治会全体に関することを、行政としてのアドバイスを含めてきちんとサポートをしていきますという制度なのです。
熊崎委員	ということは、自治会の中で、サポーター制度のことを知らないよという人が出て来れば、それは自治会の問題ということですか。
広島総務部長	そうではありません。

村口会長（司会）	大平さんどうですか。
大平委員	行政に対する要望というのは、年に1回取りまとめているのと、行政と町との懇談会を2回やっているの、あえてワンクッション置いて、サポーター制度の担当者を通じて、どうこうというのが現実には必要性を感じていないのかなと。4月に担当者の通知が来るけれども、日常的にあまり認識していない。よっぽどのがない限り、実態としては活用されない感じはする。ないよりはあった方が良いみたいな感じ。 これが、小間使いの様に役割を持ち、例えば日中取りに行けないからその人に頼んで取って来て貰う様な感じで、窓口業務も含めて何でもやりますということになれば使うかもしれませんが。 なので、自治会の困りごとに対するサポートということになると、直接役場に出向いたり、懇談会を利用することになるのかなと思います。
村口会長（司会）	これも自治会長だけ知っていても何もならないのではないかなと思います。
小室政策担当	そういった部分でいけば、できれば役員の方々にはサポーター制度があるから何かあれば言ってねということをして自治会の中でやっていただければ。
広島総務部長	個人のサポート制度ではなく、地域単位としたサポート制度なので、例えばどこどこ自治会のこの人がこういうことで困っているから地域サポーターの方来てくださいとなれば、おそらくそれぞれのセクションの中の担当が行き、その問題解決を図るという形になると思います。 そうではなく、自治会小体として困っていることがあり、それをサポーターを通じて言ってくれれば、多岐に渡ることもあるので、その調整はこのサポーターがやるという形で、ご理解いただければと思います。
熊崎委員	やはり、地域サポーター制度なので、自治会内で困っているとかがあれば、それはまず自治会長に相談しようという感じ。それで自治会長から「自治会の中でこういう事案があるので、サポーターに相談しようと思います。良いですね。」という流れで相談するのがベストだと思います。この、地域サポーター制度を使うのであれば。 なければ、あとは役場に直接電話して担当者に対応してもらおうという流れが良いと思いました。
村口会長（司会）	これも自治会長とコミュニケーション取ってなければどうしようもない。また、自治会長が受けてくれなければどうしようもない気がします。そこらへん難しいところがある。 それでは、24条、25条、26条についてはよろしいですか。
熊崎委員	6章の総括ということで、私は協働とコミュニティについてこれ以上ない位網羅されていると思います。
村口会長（司会）	先ほどボランティアの話が出てましたが、今は後継者が中々いなくて困っている状態です。若い人がボランティアの色々な活動に入れば良いのですけれど。今はそういう風にボランティア連絡協議会とかでも困ってはいる。なので、できれば20代、30代にもやっていただきたい。

熊崎委員	それはできると思います。個人レベルで言えば、6月のプロレスには障がい者の方のチャリティーシートを100席位用意できますかと、プロレス団体と交渉したり、そういうのでは、できることのレベルでこのコミュニティの中からやっていこうとは考えたりします。
村口会長（司会）	それではこの6章、協働・コミュニティについて何かありませんか。それでは第7章をお願いします。
小室政策主幹	会長よろしいでしょうか。第7章ですが、これは議会の関係で27条から31条まであるのですが、この項目というのは、策定の時に議員さんが入っていたのですが、この自治推進委員会の中での協議には入っていないので、議会の方へ予め意見を求めるということで意見を投げかけております。 例えば、27条だと議会の責務だとか、こういった部分は議員の皆様意見に意見を求めています。議会からもいずれ意見が出ると思うので、その時に協議する必要があると事務局で判断した場合、この委員会の中で協議したいと思います。
広島総務部長	例えば29条でいけば、議会側としてはこういうことをやりますという条文なのですが、逆に、町民側からいくとこういう内容で十分なのかどうかということを含めて検討していただく。 ここの部分だと、議会報告会は年1回以上となっていますけど、本当に年1回で良いのかとか、これは最低でも2回やるべきだから、1回から2回に変えてはという様な意見を含めて協議をいただきたい。 議会も協議するとは思いますが、議会の意見をもらってから第7章は協議したいと思います。
村口会長（司会）	わかりました。それでは第8章をお願いします。
長尾政策担当	続いて、第8章の行政についてですが、こちらにつきましても、行政や町長、職員の責務、町長就任時の宣誓について規定したものですので、特に見直す必要がないと判断させていただきます。 続いて、第9章行政運営についてです。こちら、特に見直す必要がないと判断させていただきますが、逐条解説の26P、42条の危機管理については災害に関することが定められていますので、説明させていただきます。 それでは、逐条解説の26Pをご覧ください。 <条例第42条、逐条解説【解説・考え方】の説明> こちらの取り組み状況としましては、チェックシートの13Pをご覧ください。29年度には、地域防災計画の見直し、避難所運営マニュアルの作成、また、職員と自治会での防災訓練を実施しており、昨日も職員で防災訓練を行っております。 以上で42条の説明を終了させていただきます。
村口会長（司会）	それでは質問等ございませんか。ない様ですので、43条をお願いします。
長尾政策担当	こちら事務局で見直す必要がないと判断させていただきます。

山野寺委員	すみません。最初の説明と前回の会議でも、この会議だけでも条例を見直したり考える機会にすると説明されたと思うのですが、そうなるとう変更がないからといって飛ばすのはどうかと思いますけど。 簡単にでも良いので説明するべきかなと思います。
広島総務部長	7章は議会なので議会にお任せして、8章の行政や、9章の行政運営については簡単に説明したほうが良いかもしれません。 よろしいでしょうか。
村口会長（司会）	はい。それでは8章からお願いします。
長尾政策担当	わかりました。それでは、第8章の32条、行政の責務について説明したいと思います。 <条例第32条、逐条解説【解説・考え方】の説明>
広島総務部長	この行政の責務には、地方自治法を含めて当然のことが規定されています。最低限行政としては地方自治法に基づいてやらなくてはいけない、逆に言えば、地方自治法に基づいた行政運営をなさいということなのです。
村口会長（司会）	これは改めてやるかい。
熊崎委員	これは良いじゃないですか。 例えば1つずつ説明受けているだけでも、行政ってこういうことやるんだと改めて見ることもできるし、それが自治基本条例に書いてあるということの重要性を、我々は再度認識しておいた方が良いでしょう。町民側から見ても行政はこういう責務があるよねと言えますし、行政側から見ても町民にはこういう役割があるよねとお互いが言い合えるようなものになっていくと思うので、今こうやって説明していただけるのはすごく良いと思います。
村口会長（司会）	33条も町長の責務ということで同じような感じだと思うけど、33条もお願いします。
長尾政策担当	わかりました。それでは33条、町長の責務についてです。 <条例第33条、逐条解説【解説・考え方】の説明> こちら第4項の部分だと、町長が町民と直接対話する機会を設けるということで、車座トークを実施しております。以上です。
村口会長（司会）	それでは、町長の責務ということなので、質問はないと思うので、次の34条をお願いします。
長尾政策担当	はい。続いて第34条です。 <条例第34条、逐条解説【解説・考え方】の説明> こちらはチェックシートに記載のとおり、町長就任時における宣誓ということで、平成27年の第2回臨時議会において宣誓しております。

	以上で説明を終了いたします。
村口会長（司会）	はい。次の３５条も説明してください。
長尾政策担当	はい。続きまして３５条、職員の責務ということで、町の職員の責務について規定しています。 <条例第３５条、逐条解説【解説・考え方】の説明>
村口会長（司会）	はい。この３５条について何か質問や意見等ありますか。
熊崎委員	はい。町民が主権者とありますが、主権者というのはどういう意味合いのものなのでしょうか。職員の皆様が主権者ではないかと思ってしまいました。あまり関係ないですけど。
広島総務部長	用語としては、議会、行政、町民と分けています。当然役場の職員も町民ではありますけれど、我々は行政を司る一員なので、どちらかという、町民の定義として、個人、事業主、団体、色々な方を町民と言いますというのは第２条に規定されているのですが、この方たちがあくまでも主体的で、この方たちの権利が一番大きいという意味の主権者ということですね。
小室政策主幹	こちら第４条の基本原則で、町民主体の原則というものが載っております。「町民は美幌町の自治の主体であり、」ということで、ここで主体という言葉が出て来ます。
熊崎委員	わかりました。ありがとうございます。
広島総務部長	職員の責務、第３５条というのは、第３２条と第３３条、これらを達成すべき、職員としてはこういう形でやらなきゃいけないという責務を規定しています。３４条を除けばこの部分は繋がっているのです。 これは当然、地方自治法や地方公務員法に基づいております。
村口会長（司会）	わかりました。 他に意見等はございませんか。 それでは次、９章をお願いします。
長尾政策担当	はい。それでは第３６条、総合計画について説明させていただきます。 <条例第３６条、逐条解説【解説・考え方】の説明> 続いて第４項なのですが、【解説・考え方】に、現在の第５期美幌町総合計画とありますが、今は第６期総合計画を策定しておりまして、平成２８年度から３８年度までの１１年間を計画期間としております。 また、本年度より第６期総合計画の基本計画の部分、第６期は前期、中期、後期とし、３１年度から３４年度までの中期についての策定作業を開始している段階です。そのため、逐条解説の４項関係は、条例とは少し違いますが、事務局では見直しする必要があると考えておりますので、併せて説明させていただきました。
小室政策主幹	この部分は、「現在の第５期」というのが、第６期ということと、「基

	本構想（10年）」というのが、11年間、さらに基本計画は前期・後期の2つですけど、今回は、前期3年間、中期4年間、後期4年間の3つに区分されてますので、再度説明させていただきます。 ※引き続き第5項、6項の説明
村口会長（司会）	はい。36条について質問等はありませんか。なければ37条をお願いします。
長尾政策担当	はい。続いて37条「財政運営」についてです。
	<条例第37条、逐条解説【解説・考え方】の説明>
村口会長（司会）	この37条について、質問等ありませんか。なければ、38条をお願いします。
長尾政策担当	はい。38条「行政評価」についてです。
	<条例第38条、逐条解説【解説・考え方】の説明>
村口会長（司会）	38条について、質問等ありませんか。なければ、39条をお願いします。
長尾政策担当	はい。39条「行政改革」についてです。
	<条例第39条、逐条解説【解説・考え方】の説明>
村口会長（司会）	39条について、質問等ありませんか。
広島総務部長	これに関しては、ここの自治推進委員会と同じように、町の付属機関として、行政改革推進委員会を設置して、行政改革に関するものは、この委員会で協議をいただくという形で推進をしている。
村口会長（司会）	次の40条も行政改革推進委員会で色々検討しているのですね。
広島総務部長	これは違いますね、手続きの関係なので。
村口会長（司会）	手続きの関係ですね。わかりました。では、40条説明をお願いします。
長尾政策担当	はい。「行政手続」についてです。
	<条例第40条、逐条解説【解説・考え方】の説明>
村口会長（司会）	この40条について、質問等ありませんか。
広島総務部長	これは、中々わかりづらいと思いますけど、行政が何か決定をして、この部分について取り消しますとか、1回使用許可を与えましたとか、こういう減免のものを与えて、それを取り消すということについては、町民にとって不利益なので、それを保護するために、そういう手続きが出来ます。また、その審査会が別にあって、そういった所で審査をし

	ていただいて、町民の不利益かどうか、行政が下した判断が正しいかどうか、こういったものを全部やった中で町民の不利益にならないように手続きを取る形を行政手続法で定めている。不服がある場合については、この申し立てによって、別な専門家を含め4人の審査員が、審査をして、行政のやった処分が間違っているとか、行政の決定が間違っているのであれば、直しなさいというものを確保するために作っている。
村口会長（司会）	わかりました。 では、41条について、お願いします。
長尾政策担当	はい。41条「政策法務」についてです。 ＜条例第41条、逐条解説【解説・考え方】の説明＞
村口会長（司会）	これも、まとめて後で質問したら良いので、42条お願いします。
長尾政策担当	はい。42条、先程説明させていただきました危機管理の部分です。で、43条「公益通報」を説明させていただきます。 ＜条例第43条、逐条解説【解説・考え方】の説明＞
村口会長（司会）	43条について、何か質問等ありませんか。
広島総務部長	俗に言う、内部通告です。職員は、違法性が有るのをわかっていて、見逃しては駄目ですよ。それは町民の不利益になることなので、通報しましょうと。通報したことによって不利益が出ないように条例を定めて、その通報した職員も守ってあげないといけないというのが、この条文です。
村口会長（司会）	では、第10章行きますか。第10章の44条を、お願いします。
長尾政策担当	それではこちらも説明をさせていただきます。 ＜条例第44条、逐条解説【解説・考え方】の説明＞
村口会長（司会）	45条も続けて行って、後で質問を受けます。
長尾政策担当	わかりました。続けて45条。 ＜条例第45条、46条、47条、逐条解説【解説・考え方】の説明＞
村口会長（司会）	第10章の44、45、46、47条の中で、何か質問等ありませんか。特にないですか。 なければ、第11章の48条をお願いします。
長尾政策担当	はい。48条「条例等の見直し」についてです。 ＜条例第48条、逐条解説【解説・考え方】の説明＞
村口会長（司会）	49条も続けてお願いします。

長尾政策担当	はい。ちなみに、４８条に基づいて、この条例の見直しを自治推進委員会で行っています。 続きまして、４９条には、この「美幌町自治推進委員会」について規定されております。 <条例第４９条、逐条解説【解説・考え方】の説明> 自治推進委員会の設置ということで、今回、第４期の自治推進委員会を３０年の５月の任期から３２年の５月までの期間で皆さまにお願いしております。運営状況ですけど、第１期につきましては９回、２期につきましては１１回、３期は、３回そして視察対応が１回行っております。以上で説明を終わります。
村口会長（司会）	第１１章の４８、４９条を説明していただきました。これについて何か意見、質問等ありませんか。
加藤委員	個人的見解ですけど、これだけの重たい内容の会議が毎回繰り返されると思っていなかったのと、委員さんが１０名いらっしゃる中で、３回目の会議で１０名全員揃ったことがなく、色んな立場、色んな考えが有る中での見直し、すごく重要な内容ですけど、こんな内容で見直しを続けて良いのかと素朴な疑問でいます。委員の任期が２年となっていますけど、２年の中で検討しきれるような内容なのか疑問です。
広島総務部長	自治基本条例は理念の条例で、具体的な項目はそれほど謳っていない。その理念とか、色んな文言を含めて、その考え方が今の社会情勢に合っているかどうか協議をいただきたい。ですから、「国際情勢が変わりました」、「国内情勢が変わりました」、「社会情勢が変わって来ています」という中で、この自治基本条例が生きたものとして生かせるかどうかということで、加藤委員が言うように重たい内容ですね。これを検討することについては。それで、片方では、自治基本条例をいつまでも生かすために、４年を超えない範囲で、絶えず見直しの検討をなさいという１つの義務を、この自治基本条例に与えている。なおかつ、町長に与えているということになっている。これは、２年掛けたから議論が出来るかということについては、多分、年数があれば良いという話でもないような気もする。ただ、短い期間でということと中々難しいのかなと感じもしますが、全体的に今のご時世にここの条文が合わないのではないかなというものがあるかどうか４年に１回は最低検証してくださいというような中身なのです。
加藤委員	過去、委員の立場、年齢、性別によっては、感じ方、考え方も違うので、疑問でいっぱいです。後、計画とか中に出て来ましたが、計画が今改正されているような内容のもありましたよね。それも計画自体どんな内容か全然わからないので、果たして、その計画自体のこともどこまでわかるのか、内容が合っているか合っていないかと言われても、計画がわからないのに判断するというのは、どうなのだろうかという気がします。
広島総務部長	どちらかというと、計画が合っているかというよりも、自治基本条例に基づいた計画が策定されているかということで、法律でいけば日本国憲法みたいなものが、自治基本条例なので、憲法が理念で、憲法と同じ様に自治基本条例も理念条例と、そこから枝分かれして色んな計画が出

	来ているのですが、それを上手くマッチングさせているかどうかはやはり計画書を見なくてはわからないと思いますので、ご指摘のとおりです。
加藤委員	町長から出ている期間も短いので、非常に難しく、重たいなと。すみません、そういう感想というか意見しか出せないのですけど。
広島総務部長	今回は、もっと早く諮問を出すようにします。
大平委員	条例の検討というよりも、現実はこの条例が、「どの様に運用されているのか」とか、「そういう理念に基づいて具体的に進んでいるのか」とか、そういうことの方が、役割としては求められている比重が大きいのではないかなと。理念的な条例がふさわしいかどうかは、「今の中身は大きくなるのはおかしいな」というものは、あまり感じられないけど、「謳われているようなことが实际的にちゃんとされて来ているのですか」と。パブリックコメントをやったって、「ほとんど出てこない」とか、「町民参加というのが現実にとどこまで実効性のあることがなされているのか」とか。なされていないとしたら、意識の問題だと言ったらそれで終わるけど、そういう様なことをもう少し具体的に色んな人から出してもらった方が良いのではないかなと感じます。 あと、町長の車座トークというのは、あれは町長が来られれば出て来るということでしょ。
小室政策主幹	要請があれば行きますよと。
大平委員	厳密に言えば、町長は積極に応じるというのは、町長が自ら働きかけるということについては、パブリックコメントとか。あれだって、町長が直接ではなくて、担当レベルの話でしかないし、では、町長は年に1回とか、4年に1回、地域に出て対応集会をやるのかと言ったら、それは、やってない。
小室政策主幹	一応、まち育講座が、意見交換の場ということで設けている。まだ今年はやっていないのですけど。
大平委員	まち育講座は、担当レベルで。
小室政策主幹	いいえ。町長も行っていて、補佐的には部局長もいますけども。
広島総務部長	ここ2年ほど、「ことしの仕事」というのをやっている。
小室政策主幹	しゃきつとの集団検診ホールでやっています。そこでは、意見をということで、中々来ていただいてないというのがあって、テーマを変えてやろうということでやっていますけど、そこを町長との意見交換の場として位置付けてはいると。ただ、町長はそうしたら「積極的にやっているのか」「出向いて行っているのか」と言ったら、要請があれば出向くという形になっている。
大平委員	つまり、言うならば、町政に対するフリーな懇談会みたいなのを、「ことしの仕事」ということに限らず、色んな、全般的なこととか、何でも良いよみたいなそういう対話の機会を設けるとか、例えばの話だけど、そういうことも含めて「参加とか対話を求めて行きますよ」と書いてあるけど、「実際にはどうなんだい」という話を、もう少しやった方が

熊崎委員	わかりやすい。 今回、対話とかの場所って、第5章の19条の権利の中に、知る権利がもうあるので、こっちから求めることが出来ますよというのが条例に書いてあるということですね。町民もサービスを受けるということに対して受け身ではいけないし、こちらから積極的に動かないと駄目だろうし、その思いに対して行政側も答えなければいけないと書いてあって、凄いなと思ったのですが、第8章の行政を見ていると、大体語尾が全部「しなければなりません」と書いてあるけど、第5章の町民の権利を見てみると「努めます」と書いてある。町民は「頑張ります」と言っていれば良いけど、行政側はみんなやらないとならない。大変だなと思いついて、これを見ているとザワザワしていたのですが、でも、そう言うてくださっているのであれば、こっち側が努めれば良い話なのかなと。条例の理念がきっとそういうものに近いのだろうと今日読んでいて思いました。でも、中々声を出すのが苦手な方もいらっしゃるから、そうすると、「どうする」と思ってしまう。だから、そのの所を埋める方法というのは具体的に出て来るかもしれないけど、少なくとも声を上げれば聞いてもらえるという1つの理念は自治基本条例の中にあるというのは、何となくここまで読ませていただいた中では僕はわかったので、それできっと、この先に今期に関してはスケジュール変更、見直し検討で終わってしまう気がするのですが、もしかして、これから出るのか、11月以降も、その上で「具体的にどうやって行くのですかね」という話とかも出来るのであれば委員の中の皆さんのご希望があれば、もしかしたら出来るかもしれない。もしくは、来期になるかもしれないけど、そういうのがあっても良いのかなと思いました。
広島総務部長	おそらく自治基本条例は、まだ説明していない最高規範で、先ほども言った理念で、それほどそぐわないとか、時代にマッチしていない項目は多分ない。ただ、条例上は、4年に1回、見直しを自治推進委員会に諮らないといけないよと、その結果をもって、町長は条例を改正するかどうかを決定しなさいと、議会に掛けなさいという、一番最初に作った条例がそうなっているので、条例に基づいてやらないと条例違反なので、今、やっていますが、問題は多分、今言った通り自治基本条例の中で、「町長は町民との意見交換の場を設けなければなりません」。では、これは「具体的にどういったことがされているのですか」ということも、検証していくことも必要だと思う。議会の責務もあり、町民の責務もあり、それらの責務について、「具体的にやれているのでしょうか」ということも検証していくのも、ここの委員会の1つの役割だと思う。今回はたまたま4年に1回の見直しに関わってしまったから、そういった意味も含めて、ここの委員会というのは、この条例を基本として具体的にどういうことがやられているのか、それぞれの立場で責務を果たしているのかということ、チェックをしていくと。されていないのであれば、委員会として「議会の責務を果たされていません」、「町長の責務を果たされていません」、「職員の責務を果たされていません」、「町民ももう少し考えましょう」とか、そういった形のものとして、最終委員会の方に意見がまとまれば、これはこれで生きた条例になって行くと思いますので、今後、時間が取れるかどうか分かりませんが、そういったことも含めてこの委員会の中で協議をいただければと思っています。
村口会長（司会）	第11章までは、これで良いですから、第12章まで行ってください。

長尾政策担当	はい。それでは最後第50条についてです。 ＜条例第50条、逐条解説【解説・考え方】の説明＞
村口会長（司会）	全部、12章まで行って、附則もやりますか。これで終わりですか。今までの分で、何か質問等ありますか。 今日は、丁寧というか、ゆっくりとやって、わかったような気がするのですが。質問等ありませんか。 質問がないということで事務局から。
長尾政策担当	その他ということで、前回と今回説明した条例や省略した条例もありますので、そういった条例の中でもよろしいですので、小さなことでも何でも、何かお気付きの点等意見がございましたら、事務局までお伝えください。意見がまとまりましたら、こちらで集約しまして。
広島総務部長	いつまで。
長尾政策担当	次回、8月末か9月に予定していますので、8月の末日までに。
村口会長（司会）	8月の下旬もやるのですか、推進委員会。
長尾政策担当	今、これで全部スケジュールが終わっていますので、思っていたよりも早く進んでおりますので、9月上旬ということで考えさせていただきますので、8月末くらいまでには意見をいただければ、9月の時にまとめたものを提示させていただきます。後、前回もお話しているのですが、役場の全職員にもこちらの条例及び逐条解説の解説・考え方の部分も見ていただいておりますので、それも今月末までに、もし何かあれば事務局までということで話をしていますので、職員の方からも意見がありましたら、次回の会議において、併せて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 次の会議、今説明しましたので、日程調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。
村口会長（司会）	次は、9月上旬に。
長尾政策担当	そうですね。
村口会長（司会）	それまで、質問等あったら、8月下旬でも9月の推進委員会にでも良いから、それを考えて来てください。
小室政策主幹	上旬と言ったのですが、お祭りもあって、もしかして中旬になるかもしれませんので、ご了承いただきたいと思います。
村口会長（司会）	6日までですよ。
小室政策主幹	うちのグループ、担当なので、後片付けになると7日までということもあって、その後、確か土日入っていますので、11日以降になるかと。
村口会長（司会）	第2週以降ね。
小室政策主幹	そうですね、その辺を目途に。

広島総務部長	時間が出来て回数が確保出来るようであれば、先ほど言っていた条例改正の必要はなく、ただし、そういった部分で、ここの委員会で協議した結果、もう少しチェックが出来るものとしての整備とか、「そういったものを諮るべきだ」とか、意見としては答申と同時に出せると思いますので、それも併せて推進委員会の方からは、「こういう意見も出て来ます」という形でまとめ上げれば、今日出された意見は良いかなと思いますので、それを含めてまた10月末の答申を予定していますので、それまで整理が出来ればして行きたいと思います。
小室政策主幹	先ほど、大平委員が言っていた様に、町長のやつは、それでは意見交換の場と言っても弱いので、「自らもう少しやる」という意見、改正には必要ないですけど、そういう意見が例えばですけど、そういうことがある。
大平委員	1つの例えだよね。
小室政策主幹	はい。
村口会長（司会）	よろしいですか。今日は、色々な意見がたくさん出ましたが、次回の時は、委員が今日は5人ですけど、必ず多くの委員が来るようにしていただきたいと思います。たくさん来れば、それなりの意見が出ますので、良い方向に行くと思いますので。 気候が今度、立秋になって、ちょっと寒くなると思うので、体に気を付けて次回も是非来ていただきたいと思います。 それではこれで終わります。どうも今日は、ありがとうございました。 了